



2025年5月23日

各位

会社名 INCLUSIVE 株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤田 誠
(コード番号：7078 グロース市場)
問合せ先 取締役 管理本部長 正田 聡
(TEL 03-6427-2020)

**会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約の締結、商号の変更及び
定款一部変更に関するお知らせ**

当社は、2025年2月13日付「持株会社体制への移行の検討開始に関するお知らせ」及び2025年3月24日付「持株会社体制への移行に伴う分割準備会社設立のお知らせ」にてお知らせいたしました持株会社体制への移行につきまして、本日開催の取締役会において、2025年4月1日に設立済みの当社100%子会社であるINCLUSIVE分割準備株式会社に対し、当社が株式を保有する会社の事業活動に対する支配または管理及びグループ運営に関する事業を除く当社が営む一切の事業を承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本吸収分割の実施につきましては、当社の株主総会における本吸収分割契約の関連議案のご承認が条件となります。

また、当社は本吸収分割に際し、2025年10月1日付で、商号を「INCLUSIVE Holdings株式会社」に変更すること、その他の所要の定款を一部変更すること（商号及び事業目的の変更）を、本日開催の取締役会において承認いたしましたので、2025年6月25日開催予定の定時株主総会に付議する予定です。

本吸収分割は、当社の完全子会社に事業を承継させる吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の目的および背景

当社グループは、「ヒトを変え、事業を変え、そして社会を変える。」を企業ビジョンとして掲げ、メディア領域、ブランドコンサルティング領域、食関連領域、宇宙関連領域において事業を展開してまいりました。各事業会社が迅速かつ柔軟な事業展開に取り組み、これまで培ってきたメディアマーケティング領域を活かしつつ、更なる事業拡大と企業価値向上を実現させることが重要課題と捉えております。そのうえで、市場環境の変化に迅速に対応し、グループ経営の強化、人的資本や経営資源の効率化を進め、既存事業に囚われない新規事業の創出を加速し、INCLUSIVEグループ全体における事業領域の拡大をいち早く実現するためには、持株会社体制への移行が最適であるとの考えから、持株会社体制へ移行することを決定いたしました。

持株会社体制への移行後は、子会社である各事業会社はそれぞれの領域において柔軟かつ迅速な経営判断のもと事業を展開してまいります。それに伴い、これまでのメディア・コンテンツを主軸とする事業から地域観

光資源開発・地域レガシー産業のDXや高付加価値化などの地域創生事業への転換を進め、地域創生を基軸とした新規事業の創出と事業領域の拡大に努め、INCLUSIVEグループ全体の企業価値向上を目指していく所存でございます。

2. 持株会社体制への移行の要旨

(1) 会社分割の日程

本吸収分割契約承認取締役会	2025年5月23日
本吸収分割契約締結	2025年5月23日
本吸収分割契約承認時株主総会	2025年6月25日（予定）
本吸収分割の効力発生日	2025年10月1日（予定）

(2) 本吸収分割の方法

当社を分割会社とし、当社100%子会社であるINCLUSIVE分割準備株式会社を吸収分割承継会社（以下、「承継会社」といいます。）とする会社分割（吸収分割）により行います。また、当社は持株会社として引き続き上場を維持いたします。

(3) 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割は、完全親子会社間において行われるため、本吸収分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

(4) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本吸収分割により増減する資本金等

本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社の本件事業に関する資産、負債、契約その他の権利義務を本吸収分割契約に定める範囲において承継します。なお、債務の承継については重畳的債務引受の方法によるものとします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び承継会社は、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていません。したがって、本吸収分割において、当社及び承継会社が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題ないと判断しております。

3. 本吸収分割の当事会社の概要

	分割会社 2025年3月31日現在	承継会社 2025年3月31日現在
(1) 商号	INCLUSIVE株式会社	INCLUSIVE分割準備株式会社
(2) 本店の所在地	東京都港区虎ノ門4丁目1-1	東京都港区虎ノ門4丁目1-1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 藤田 誠	代表取締役 藤田 誠
(4) 事業の内容	デジタルマーケティング事業、地域ブランディング事業、EC事業	デジタルマーケティング事業、地域ブランディング事業、EC事業 (ただし、本吸収分割前は事業を行っておりません)

(5) 資本金の額	14百万円	1百万円
(6) 設立年月日	2007年4月3日	2025年4月1日
(7) 発行済株式数	10,051,989株	100株
(8) 決算期	3月	3月
(9) 大株主及び持株比率	藤田 誠 41.28% 株式会社SBI証券 6.01% 堀江 貴文 5.43% インターステテック株式会社 3.97% 楽天証券株式会社 2.67% デジタルマーケティング・コンサルティング株式会社 1.88% JPMorgan証券株式会社 0.97% 鈴木 秀雄 0.96% 瀬賀 雅弥 0.95% BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILM FE 0.84%	INCLUSIVE株式会社 100%

(10) 当事会社間の関係等

資本関係	当社が承継会社の発行済株式の100%を保有しております。
人的関係	当社の代表取締役が承継会社の代表取締役を兼務しております。
取引関係	承継会社は事業を開始していないため、現時点における取引関係はありません。

(11) 直前事業年度の財政状態及び経営成績（2025年3月期）

	分割会社（連結） 2025年3月31日現在	承継会社（単体） 2025年3月31日現在
純資産	2,121百万円	1百万円
総資産	3,762百万円	1百万円
1株当たり純資産	169.02円	10,000円
売上高	4,897百万円	-
営業損益	△366百万円	-
経常損益	△353百万円	-
親会社株式に帰属する当期純損益	△1,078百万円	-
1株当たり当期純利益	△107.42円	-

(注) 1. 当社は、2025年10月1日付で「INCLUSIVE Holdings株式会社」に商号変更予定です。

2. 承継会社は、2025年10月1日付で「INCLUSIVE株式会社」に商号変更予定です。

3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

4. 本吸収分割後の状況（2025年10月1日（予定））

	分割会社	承継会社
(1) 商号	INCLUSIVE Holdings株式会社	INCLUSIVE株式会社
(2) 本店の所在地	東京都港区虎ノ門4丁目1-1	東京都港区虎ノ門4丁目1-1
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 藤田 誠	代表取締役 藤田 誠
(4) 事業の内容	当社グループ会社の経営管理等	デジタルマーケティング事業、地域ブランディング事業、EC事業
(5) 資本金の額	14百万円	1百万円
(6) 決算期	3月	3月

5. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する事業の内容

当社が株式を保有する会社の事業活動に対する支配または管理及びグループ運営に関する事業を除く
当社が営む一切の事業

(2) 分割する事業の経営成績（2025年3月期実績）

	分割事業 (a)	当社実績 (連結) (b)	比率 (a)/(b)
売上高	657百万円	4,897百万円	13.4%

(3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価格

資産		負債	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	1,618千円	流動負債	0
固定資産	207,370千円	固定負債	0
合計	208,988千円	合計	0

※ 分割する資産、負債の記載金額は、2025年3月31日現在の当社の貸借対照表その他同日付の計算を基礎としたものです。
効力発生日において、その前日までの分割する資産、負債の増減を加除した上で確定するため、上記額から変動する可能性があります。

6. 今後の見通し

本吸収分割により事業を承継する承継会社は当社の100%子会社であるため、当社の連結業績に与える影響は軽微であると考えております。

II. 商号の変更

1. 商号の変更の理由

上述 I. のとおり、当社は、2025年10月1日（予定）をもって持株会社体制へ移行するため、2025年6月25日開催予定の当社第18回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件に、当社の商号を「INCLUSIVE Holdings株式会社」に変更いたします。

2. 新商号

INCLUSIVE Holdings株式会社（英文表記： INCLUSIVE Holdings Inc.）

3. 連結子会社における商号変更

当社の100%子会社であるINCLUSIVE分割準備株式会社は、同日付で、事業会社として「INCLUSIVE株式会社」へ併せて商号変更を行う予定です。

4. 変更予定日

2025年10月1日

Ⅲ. 定款の一部変更

1. 定款一部変更の目的

上述Ⅰ. 及びⅡ. のとおり、持株会社体制への移行に際して、2025年10月1日（予定）をもって、当社の商号を「INCLUSIVE Holdings株式会社」に変更し、事業目的については、これまでの事業会社から持株会社へ経営組織を変更するにあたり経営管理等を追加し、さらに当社グループの現状に即した事業内容に対応するためのものです。また、併せて、2025年10月1日にそれぞれの効力が発生する旨の附則を設けるものがあります。

2. 内容

変更の内容は別紙「定款の変更内容」のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会 2025年6月25日（予定）

定款変更の効力発生日 2025年10月1日（予定）

(別紙)

定款の変更内容

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社は、<u>INCLUSIVE株式</u>会社と称し、英文では<u>INCLUSIVE Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～31 (条文省略) (新 設)</p> <p><u>32 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>第8章 附 則 (法令の適用) 第42条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、<u>INCLUSIVE Holdings株式</u>会社と称し、英文では<u>INCLUSIVE Holdings Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～31 (現行どおり) <u>32 他社の株式又は持分を所有することによる、当該会社等の事業活動の支配及び管理</u> <u>33 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>第8章 附 則 (法令の適用) 第42条 (現行どおり)</p> <p>(効力発生日) <u>第43条 定款第1条(商号)及び第2条(目的)の規定の変更は、2025年10月1日にその効力を生ずるものとする。なお、本条は、上記の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>

以 上